

## 国立大学法人群馬大学荒牧キャンパスアトリウム・ラウンジにおけるネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の教育研究基盤の向上を目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

### 1. ネーミングライツ事業とは

協定により、本学が事業者等にネーミングライツを付与し、ネーミングライツを取得した者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいいます。

### 2. 対象施設等 大学会館 2階アトリウム・ラウンジ

（詳細は別添資料を参照してください。）

### 3. ネーミングライツの付与期間

2026年6月1日から2031年5月31日までの3～5年間（更新可）

### 4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらと密接な関係を有するもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの

- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

## 5. ネーミングライツの付与条件

- ① 命名する愛称は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。また、愛称には原則として「ラウンジ」を付すものとします。
- ② 大学施設等にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。
- ・ 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
  - ・ 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
  - ・ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
  - ・ 本学の信用又は品位を害する恐れがあるもの
  - ・ 政治団体の宣伝に関するもの
  - ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なう恐れがあるもの
  - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はその恐れのあるもの
  - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
  - ・ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
  - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れがある組織の利益になると認められるもの
  - ・ 社会問題の主義及び主張に関するもの
  - ・ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
  - ・ その他表記する愛称として適当でないと本学が認めるもの

## 6. ネーミングライツ・パートナーの特典、付与条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称のサイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に

作成するものを対象とします。(広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)

- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることを PR することができます。
- ④ ネーミングライツの付与期間 (協定期間) 終了の 3ヶ月前までに協定更新を申し入れた場合は、当該施設等の協定更新に際して優先して協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

## 7. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① 愛称のサイン、案内看板等の設置、変更及びネーミングライツの付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)
- ② 愛称の使用開始日において、愛称のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 愛称のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 8. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ申込書 (別紙第 1 号様式)
- ② 事業者等の概要を記載した書類 (会社概要等)
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書発行 3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書)
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面 (納税証明書等)
- ⑦ 本学との連携・貢献実績又は今後の具体的な連携・貢献提案がわかる書類

※正本 1 部ご提出ください。なお、電子データにて作成している場合は、併せて御提出ください。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、上記 (1) の③から⑥までの書類の提出を省略することができます。

- ① 過去 5 年以内に本学のネーミングライツ・パートナーとなった実績があり、本学の都合によらない事由で協定期間の終了前に解約をしたことがない事業者等
- ② 過去 5 年以内に本学のネーミングライツ・パートナーとなった実績があり、本学の都合によらない事由で協定期間の終了前に解約をする見込みがない事業者等

### (3) 締切及び提出方法

締め切り 2026年4月27日(月)

提出方法は郵送又は持参とします。

- ・ 郵送での受付は締め切り当日(必着)までとします。申込を受理したら、メール、電話等にて連絡します。数日経っても連絡がない場合は、受理できていない恐れがありますので、確認の連絡をお願いいたします。
- ・ 持参の受付時間は土曜日、日曜日、祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

## 9. 選定方法

選定にあたっては、次の選定項目をもとに、本学の審査委員会において、資格要件、選定基準、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し選定します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを判断します。また、いずれの応募についても不適切とする場合があります。

### (1) 資格要件

#### ① 資格

- ・ 応募資格を満たしているか。
- ・ ネーミングライツの付与条件を満たしているか。
- ・ 経営基盤が安定しているか。

### (2) 選定基準

#### ① 応募の趣旨

- ・ 施設等の魅力向上が期待でき、施設等のイメージとの親和性があり、学生、教職員、卒業生及び地域住民等に受け入れられるか。
- ・ 施設等のイメージを高めるアイデアが盛り込まれているか。

#### ② ネーミングライツ料

- ・ ネーミングライツ料が高額であるほど高評価とする。

#### ③ 協定期間

- ・ 協定期間が長いほど高評価とする。

#### ④ 本学との連携・貢献実績等

- ・ 本学の教育研究活動への連携・貢献実績又は今後の具体的な連携・貢献提案があるか。

## 10. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツ・パートナーを選定しないこととします。

## 11. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの決定を通知した事業者等とネーミングライツの協定を締結します。(参考別紙)

なお、協定締結後、決定した愛称、事業者等名、協定期間等を公表します。

#### 12. ネーミングライツ料の納入

本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。

#### 13. リスクの分散

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

#### 14. 協定の解除

本学は、以下に該当するとき、ネーミングライツの付与を取り消し、協定を解除します。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は返還しません。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ② ネーミングライツ・パートナーが法令及び本学の規則等に違反し、又はその恐れがあるとき。
- ③ ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ ネーミングライツ・パートナーから協定解除の申出があったとき。
- ⑤ 本学がネーミングライツの付与を取り消すことを必要と認めたとき。

#### 15. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

#### 16. 申込書の提出先及び問合せ先

群馬大学学務部教務課

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町 4-2

TEL : 027-220-7129

E-mail : KA-Ggakusei\_g[at]ml.gunma-u.ac.jp

※[at]を@に変更してご利用ください

※ 対象施設等の現地視察等を希望する場合は、事前に上記問合せ先までご連絡ください。

別紙第1号様式

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

申込者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ネーミングライツ申込書

国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第5第1項第2号の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおりネーミングライツに応募します。

施設等名		
愛称 (案)		
愛称の理由		
希望するネーミングライツ付与期間	年 月 日 から	年 月 日まで
その他希望事項		
希望するネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
備 考		
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	( )
	E-m a i l	@

(関係書類) ※添付を省略する書類がある場合は備考欄に根拠を記入すること。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算に関する書類
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
- (6) 本学との連携・貢献実績又は今後の具体的な連携・貢献提案がわかる書類

(参考別紙)

## ネーミングライツに関する協定書 (案)

国立大学法人群馬大学 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、甲が所有する施設等に乙が愛称を命名する権利 (以下「ネーミングライツ」という。) に関して、以下のとおり協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の定める国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項に基づき、甲が乙へ付与するネーミングライツに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(ネーミングライツの付与)

第2条 甲は、乙に対して、甲が所有する以下の施設等のネーミングライツを付与する。

対象施設等：大学会館2階アトリウム・ラウンジ

(愛称)

第3条 乙が命名する対象施設等の愛称 (以下「愛称」という。) は以下のとおりとする。

愛称：「〇〇〇〇〇〇〇」

2 甲は、前項の愛称を積極的に使用する。

3 乙は、協定期間中、愛称を変更することはできない。ただし、甲又は乙が、愛称の変更を特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定期間)

第4条 本協定の協定期間は、2026年6月1日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本協定期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本協定が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(協定期間の更新)

第5条 乙は、本協定の更新を希望するときは、協定期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本協定の更新について協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合は、本協定は協定期間の満了日をもって終了する。

(ネーミングライツ料)

第6条 本協定に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円) とする。

2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限までに納付しなければならない。

3 乙が前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該協定金に年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

(サイン、案内看板等の設置)

第7条 乙は、甲と協議の上、対象施設等に愛称のサイン、案内看板等(以下「サイン等」という。)を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の内容(デザインや大きさ等)等、設置場所及び設置方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属する。

5 本協定の協定期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

6 乙が前項の原状回復を行わない場合は、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(サイン、案内看板等の管理)

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(特典の付与)

第9条 甲は、乙へのネーミングライツの付与期間中、乙に対し次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は、甲が管理する公式ウェブサイト等を通じて愛称の普及と定着に努めることとし、この場合における費用については、甲が負担する。

(2) 乙は、対象施設等のネーミングライツを付与されていることの実態、その内容、愛称を、乙の管理する媒体(ウェブサイト、出版物等)で表示することができる。

(3) 前号までに定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲乙協議の上、甲が書面により許可した場合に限り、これを認めるものとする。

(知的財産権)

第10条 乙が、本協定の愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 乙は、愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

3 愛称に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払わなければならない。

（損害賠償）

第11条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第12条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次の各号のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める協定期間中であっても、本協定を解除することができる。

- （1）本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき
- （2）正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき
- （3）本協定に定める条項に違反したとき
- （4）乙が法令、甲の規則等に違反し、かつ、甲からの是正の勧告に速やかに従わないとき
- （5）乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- （6）乙が、ネーミングライツ事業への応募資格を満たさなくなったとき
- （7）乙の都合等により、ネーミングライツ事業の継続が困難となったことを理由として甲に協定解除を申し出たとき
- （8）その他甲がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき

2 乙が、前項第7号の規定により本協定を解除するときは、ネーミングライツ協定解除申出書により希望する協定解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第13条 甲は、前条の規定に基づき、本協定を解除したとき、乙が既に支払ったネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、前条第1項第8号の規定により、本協定を解除したときには、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議の上、決定する。

（違約金）

第14条 乙は、第12条第1項第6号又は第7号の規定に基づき本協定を解除した場合は、違約金を支払わなければならない。この場合における違約金の額は、甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、前項に基づく違約金を指定期日までに支払わないときは、遅延日数につき年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

（協定変更）

第15条 甲及び乙は、第4条第1項に定める協定期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、協定内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断し

た場合には、相手方と協議の上、協定内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、本協定の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 17 条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定上の地位及び本協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義に関する協議)

第 18 条 本協定の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 本協定に関する紛争に係る訴訟は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 群馬県前橋市荒牧町四丁目 2 番地

国立大学法人群馬大学

学長

印

乙 (住所)

(事業者等名)

(代表者名)

印

## 群馬大学荒牧キャンパスアトリウム・ラウンジ ネーミングライツ事業対象施設概要

### 荒牧キャンパス

場所	国立大学法人群馬大学 荒牧キャンパス 群馬県前橋市荒牧町4-2
学部等	共同教育学部、教職大学院教育学研究科 情報学部、大学院情報学研究科 総合情報メディアセンター（中央図書館） 数理データ科学教育研究センター 食健康科学教育研究センター 次世代モビリティ社会実装研究センター
キャンパス利用者	学生数 約2300人（医学部・理工学部1年を含む） 教職員 約350人

### アトリウム・ラウンジ

アトリウム・ラウンジがある大学会館は、学生生活の中心となる、学びと交流を支える多機能複合施設です。

学生食堂や売店など、学生の日常生活を支える快適な空間があり、学生の日々のキャンパスライフを支えています。

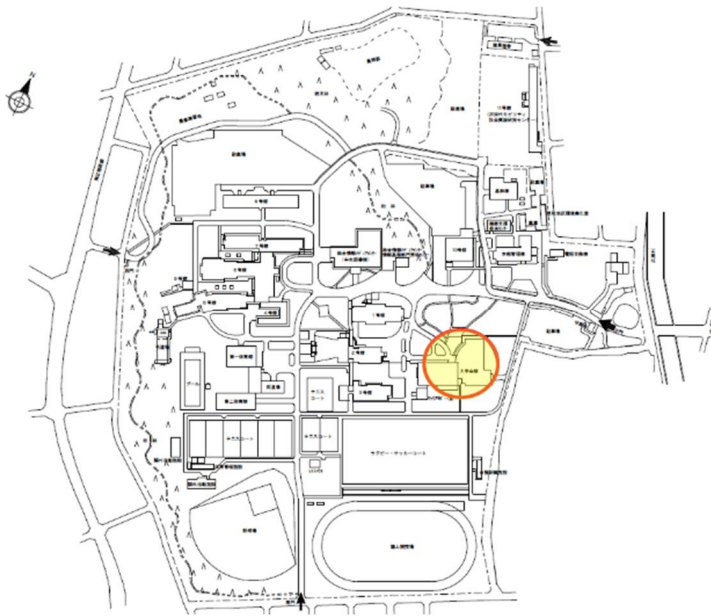
また、アトリウム・ラウンジや多目的ホール（ミューズホール）は、学生や教職員が学びと交流を深めるコミュニティ拠点です。

このように大学会館は、学生がリラックスし、交流し、さらには学びのイベントに参加できる、荒牧キャンパスにおける「キャンパスライフのハブ」としての機能を持っています。

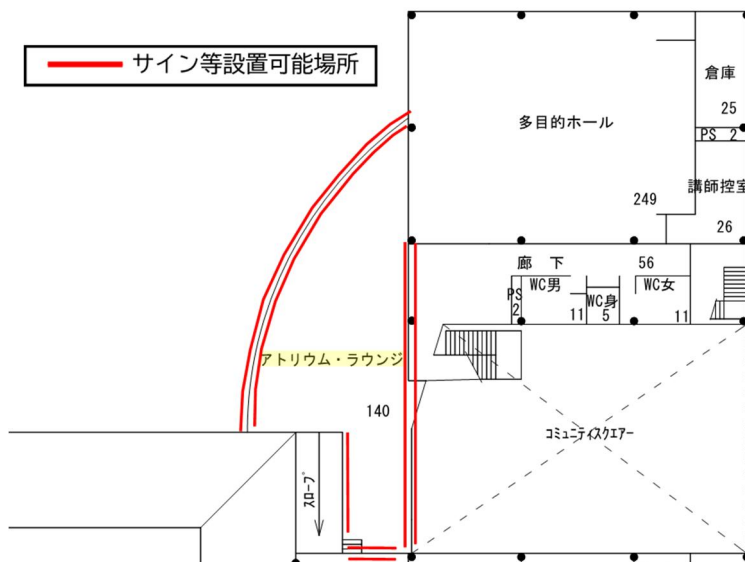
アトリウム・ラウンジは大学会館の2階にあり、緑あふれる広場が一望できる開放感あふれるコミュニティ空間です。飲食が可能で、学生が予約不要で気軽に利用できます。また、学生が自主的に企画する学生間の交流等のイベントにも利用されています。



### 【荒牧キャンパス配置図】



### 【大学会館2階図面】



### 【サイン等設置留意事項】

- ・ガラス面にサイン等を設置する場合、事故防止のため、対面が全面的に見えなくなる設置はできません。
- ・イベント利用等で壁面を使用する際には一時的にサインが見えなくなる可能性があります。